

第 5 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年5月7日(火)
開会 午後3時00分
閉会 午後4時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	欠
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 5番 江向 信夫

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博	農地係	江口 裕典

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第26号	農地法第5条の申請について	(3件)
議案 第27号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第28号	農地法第3条の申請について	(6件)
議案 第29号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 18件) (公社への売渡 2件)	

8. 報告事項

報告 第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	(3件)
報告 第10号	農地等の形質変更工事計画変更届について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶)</p>																								
議長	<p>それでは、ただいまより第5回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、11番 岸本委員が欠席です。</p> <p>次に議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 江向 委員、12番 相良 委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="371 846 1430 1272"> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社への売渡し</td> <td>2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="371 1424 1430 1659"> <tr> <td>報告第9号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第10号</td> <td>農地等の形質変更工事計画変更届について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第26号	農地法第5条の申請について	3件	議案第27号	農地法第4条の申請について	1件	議案第28号	農地法第3条の申請について	6件	議案第29号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	18件		公社への売渡し	2件	報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第10号	農地等の形質変更工事計画変更届について	1件
議案第26号	農地法第5条の申請について	3件																							
議案第27号	農地法第4条の申請について	1件																							
議案第28号	農地法第3条の申請について	6件																							
議案第29号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																								
	利用権設定 通年	18件																							
	公社への売渡し	2件																							
報告第9号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																							
報告第10号	農地等の形質変更工事計画変更届について	1件																							
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第26号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																								
事務局	<p>議案第26号 農地法第5条の申請3件について御説明します。</p>																								

事務局	<p>議案の1ページ、18番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図及び立面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>借受人が、農業用施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(a)、農業用施設に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページ、立面図が9ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、20番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページになります。</p>
-----	---

○番委員	持されます。雨水は地下浸透とこの農業用水路に排水され、生活排水は下水道に接続されます。生産組合長、区長の判もありました。周辺の農地に影響はないと思います。私も確認して印鑑を押しました。ご審議お願いします。
議長	19番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、20番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	申請地は申請人の自宅の隣で、一部、浄化槽を設置、また、ビニールハウスを建てられておりますので始末書を添付されております。雨水は地下浸透と道路側溝に排水されます。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も別段問題はないと思いい印を押しています。ご審議お願いします。
議長	20番について、御意見、御質問はございませんか。
○番委員	ビニールハウスと浄化槽は既存となっていますが浄化槽は何を処理していたんでしょうか？
事務局	これは隣りの自宅の合併浄化槽を設置をされています。ハウスは基礎が無いパイプハウスを建てられています。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第26号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第27号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第 2 7 号 農地法第 4 条の申請について御説明します。</p> <p>議案の 2 ページ、9 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 1 3 ページ、字図が 1 4 ページ、土地利用計画図が 1 5 ページ、平面図が 1 6 ページ、立面図が 1 7 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○です。</p> <p>申請人が資材置場、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 許可し得るに該当します。</p> <p>なお、一部、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第 2 7 号 農地法第 4 条の申請については以上 1 件です。</p>
議長	<p>それでは、9 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請地の一部を収用で提供され、残地を利用して借家を建てたいと申請に見えました。既に土を入れ造成されているため始末書を提出されています。また、同じ土地に作業場を建設されていたため、これについても始末書を提出されています。</p> <p>雨水は申請地内に水路を整備され道路側溝に流されます。また、借家の生活排水は下水道に接続されます。生産組合長、区長の判もございましたので、私も他の農地には支障が出ないと承認して判を押しました。ご審議をお願いします。</p>

議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第27号 農地法第4条の申請に1件ついて承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第28号 農地法第3条27番の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地法第3条27番について御説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>これは、○番委員が農地を取得する案件となるため、議事参与の制限により、一時退出していただきます。</p> <p>(○番委員 退出)</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第28号 農地法第3条27番の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条27番の申請についての審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第28号 農地法第3条27番については許可とします。○番委員の再入室をお願いします。</p> <p>(○番委員 着席)</p>

議長	<p>続きますして、農地法第3条27番を除いた5件について説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地法第3条27番を除いた5件について御説明します。</p> <p>議案は3ページから4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第28号 農地法第3条27番を除く申請については以上5件です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第28号 農地法第3条27番を除いた申請5件についての審議していただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第28号 農地法第3条27番を除く5件について許可とします。</p> <p>続きますして、議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の5ページから6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が14名、貸付人が16名で、面積は、田が68,259.3㎡、畑が483.3㎡です。利用目的、利用権設定期間、</p>

事務局	<p>借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を7～16ページに掲げております。</p> <p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上18件です。</p>
議長	<p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年18件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>利用権設定の61番と62番の設定期間が5年8ヶ月と6年7ヶ月になっていますが何か意味があるんですか。</p>
事務局	<p>借受者が他に借りられてる農地がありまして、その農地の終期と今回の終期を合わせたいとのことで何年何ヶ月という期間になっています。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年18件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡についてご説明いたします。</p> <p>議案は17ページの1番になります。</p> <p>こちらは3月の委員会で〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、まず今回は農業公社へ売渡する内容となっています。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案は17ページの2番になります。</p> <p>こちらも3月の委員会で〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、こちらから農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>今回2件、田1筆、畑1筆の2筆、面積は田が5,919 m²、畑が2,076 m²合わせて7,995 m²となっております。</p> <p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡についての説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第29号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社への売渡しについては承認を頂きましたので、書類を佐賀県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。議案は19ページを御覧ください。</p> <p>15番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方へ貸借の予定です。</p> <p>16番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸人が管理を行います。</p>

事務局	<p>17番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方へ貸借をされるため、今回利用権を上程しています。</p> <p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第9号 農地法第18条第6項通知の受理3件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届について、御説明します。</p> <p>議案の20ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>工事期間を変更するための届出です。</p> <p>報告第10号 農地等の形質変更工事計画変更届について以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>元の梨園を嵩上げするということで申請されておりましたが、盛土不足のために延長するということです。</p>
議長	<p>3番について、御質問はございませんか。</p>

○番委員	盛土最高5 m。今これだけ盛土を探すのは大変でしょうね。延長延長となるのではないのでしょうか。
事務局	半分くらいは埋まっています。真ん中までは高さも道路並みに盛ってあります。端は埋まっていません。
議長	他に意見はありませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 それでは、その他協議事項について、事務局から説明をお願いします。
	<<<議事終了>>>

議事録署名者

令和 年 月 日

議長 ⑩

令和 年 月 日

5 番 ⑩

令和 年 月 日

1 2 番 ⑩